

学校体育施設開放事業の手引き

① 利用の範囲

学校体育施設開放事業で学校施設を利用できるのは、スポーツ活動を目的として、継続的に体育館またはグラウンドを使用される場合です。そのほかのご利用の場合は「行政財産使用許可申請」の手続きをとっていただくこととなります。（下記参照）

使用の枠組み	対象	使用施設	申請書	申請期間
学校体育施設 開放事業	スポーツ活動を目的とした継続的な活動のために施設を利用するもの	体育館 運動場	予約システムからオンラインで利用予約の申請を行う	利用日前月の10日から (ただし、事前に利用調整された日程については利用日前月の1日から)
行政財産使用 許可	上記以外の活動 (内容がスポーツを行うものであっても、行事等継続的な使用を伴わないものはこちら)	学校のすべての施設	行政財産使用許可申請書を公民館またはこども施設課へ提出 (地域の方が使用される場合、使用料は減免になります)	随時

② 団体の登録

- ・学校体育施設開放事業で体育館・運動場を利用する場合、団体登録申請（米子市学校体育施設利用団体登録申請）が必要になります。団体登録の有効期間は無制限になりますが、登録団体の代表者または連絡先等の変更がある場合は、必ず変更届（米子市学校体育施設利用団体登録変更届）の提出をお願いします。
- ・登録された団体には、予約システムの利用者 ID を発行します。
(登録したメールアドレスあてに通知します)
- ・団体登録申請の審査を通過後、登録及び利用者 ID の発行となるため、登

録まで時間を要する場合があります。

- ・団体登録の申請者（団体代表者）の連絡先電話番号には日中つながりやすい電話番号を記載してください。
- ・使用料の支払い、施設の破損等については団体代表者において責任を負います。
- ・団体登録を廃止する場合は、廃止届（米子市学校体育施設利用団体登録廃止届）をこども施設課まで提出してください。（活動がなくなる団体はご協力お願いします。）

③ 団体登録の申請内容に変更があった場合

- ・団体代表者等の変更があった場合は、変更申請（米子市学校体育施設利用団体登録変更申請）の提出が必要です。

④ 減免の申請

減免を申請される場合は、団体登録の申請と同時に減免の申請を行ってください。

次の理由で体育館を利用する場合は、施設使用料と照明設備使用料を減免します。

- (1) 米子市及び米子市教育委員会が主催するスポーツ活動
- (2) 子どもたちのスポーツ活動・スポーツ少年団活動
子どもたちとは、幼児・小学生・中学生のことです。高校生は含みません。
- (3) 公民館が主催する下記の行事に該当する場合
 - ・公民館スポーツ大会 ・ニュースポーツの講習会
 - ・公民館スポーツ大会、市民体育祭の練習

（ただし、スポーツ大会・市民体育祭初日の1ヶ月前から大会終了前日まで）

※こども会、PTAの行事等、一回限りまたは不定期で行われる行事等による利用については、スポーツ活動での利用であっても行政財産使用許可申請での取り扱いとします。

※年間を通じて活動するスポーツクラブが、市民体育祭前の1ヶ月間を減免で利用する場合の取扱いは次のとおりです。

公民館の主催が条件ですので、申請は公民館長名でなければ減免になりません。

公民館が市民体育祭の練習だと認めた場合に限り減免になります。

※ニュースポーツ講習会について

講習会は広く参加者を求めることが必要です。場合によっては、チラシや要項等の提出を求めます。ニュースポーツの範囲は、個別に判断したいと思います。お問い合わせください。

⑤ 毎月の申請

体育施設利用の予約申請の受付は、利用日前月の10日からです。利用日前月の10日以降に予約システムから予約申請を行ってください。ただし、事前に利用調整をされた日程については利用日前月の1日から予約申請していただくことが可能です。1日から9日の間に事前調整をした団体以外の申請があった場合、申請を却下します。

⑥ 利用の変更及び返金

利用日時等に変更があった場合には、予約システムから速やかにキャンセル処理を行ってください。キャンセルは利用の1時間前まで可能です。キャンセルされた申請の利用料については、後日返金手続きのご案内を教育委員会より送付し、口座振込にて返金します。

キャンセルなく、団体都合により使用をされなかった申請については、申請いただいた金額を請求します。(減免団体を除く)

⑦ 支払いについて

使用料は予約時に納付書、クレジットカード、P a y P a yのいずれかの方法で支払ってください。(ただし、納付書については4半期分の使用料を集計したものを後日まとめて支払いいただきます。)支払方法は予約申請時に選択いただけますが、原則オンライン決済で支払ってください。

ただし、箕蚊屋中学校使用料の支払いについては、オンライン決済がご利用いただけません。箕蚊屋中学校の使用料については、必ず納付書でお支払いください。

⑧ 照明について

構造上、電源を入れると全ての照明が点灯する体育館で、体育館を片面使用の場合は照明設備使用料も片面使用分としますので、申請時、片面の照明使用として申請ください。

⑨ 問い合わせ先について

学校体育施設利用時のトラブル、施設破損等の際はこども施設課までご連絡ください。 連絡先：こども施設課学校施設担当 23-5423

各種手続きの接続先

米子市学校体育施設利用団体登録申請

https://apply.e-tumo.jp/city-yonago-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11099



米子市学校体育施設利用団体登録変更申請

https://apply.e-tumo.jp/city-yonago-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11166



米子市学校体育施設利用団体登録廃止届

https://apply.e-tumo.jp/city-yonago-tottori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11164



注意事項

各申請について

☆有料団体は、必ず有料である旨を確認し使用申請を行ってください。

☆予約申請時に使用範囲（全面、半面）、使用備品等、間違いや申請漏れがないか必ず確認してください。